

生徒心得

生徒心得は本校の教育目標に基づき、生徒一人一人が平和で明るい学校生活をおくり、さわやかではつらつとした校風をつくり出すための指針であり、集団としての学校生活をみなが気持ちよく過ごすためのルールである。このことをよく理解して積極的に心得を守り、充実した学校生活をおくろう。

1. 学校生活一般

- (1) 何事にも積極的に取り組み、能力を最大限に伸ばす努力をする。
- (2) 集団の一員として互いの人格を尊重し、節度ある行動を心がける。
- (3) 明朗な挨拶と、思いやりのある言動で親しみある人間関係をつくる。
- (4) 美化に気をくばり、よい学習環境をつくる。

2. 登・下校

- (1) 午前7時30分以降、午前8時25分までに登校する。
- (2) 下校時刻については、時程表を参照する。
- (3) 通学時には校服を着用する。
- (4) 履物は黒または茶色の革靴か運動靴を原則とする。
- (5) 登下校に際しては、交通道德を守り事故に注意する。
- (6) 自転車通学を希望する場合は、自転車通学願を生活指導部に提出して許可を得る。許可を得た後は、学校指定の登録番号入りステッカーを自転車の所定の場所に貼付する。
- (7) 登校後は授業終了まで外出してはいけない。やむをえない用事で外出する場合は、外出許可願を担任に提出して許可を得る。
- (8) 休日の登校は原則として認めない。休日に登校する場合は、事前に休日活動願を生活指導部に提出し許可を得る。

3. 校内生活

(1) 授 業

授業は学校生活の中心である。予習・復習をし、意欲的に取り組む。

(2) 出欠席等

- ア 病気・事故等で欠席する場合には、事前に保護者が電話等で連絡する。
- イ 遅刻する場合には、事前に保護者が午前8時以降に電話等で連絡し、登校したら担任および教科担任に申し出る。
- ウ 欠課や早退をする場合には、事前に担任に願い出て許可を得る。(生徒手帳連絡欄使用)
- エ 忌引の場合は、事前に保護者が担任に電話等で連絡し、後に忌引届を提出する。
忌引日数は次のとおりとする。

父母…………… 7日以内

兄弟姉妹…………… 5日以内

祖父母…………… 3日以内

その他の親族…………… 1日

(事情により移動日数を加算することができる)

オ 次の事由で欠席・欠課する場合には、事前に公認欠席・公認欠課願を提出して許可を得る。

① 入学・就職試験を受ける場合。

② 生徒会・部活動・ホームルーム活動等で学校の許可を得た場合。

(3) 校内活動

ア 生徒会・部活動等の活動で他校生と交流する場合は、事前に校内特別活動願を提出して許可を得る。

イ 部活動等で早朝活動を行う場合には、事前に早朝活動許可願を提出して許可を得る。活動時間は午前7時30分から8時15分までとする。

ウ 定期考査1週間前から考査終了まで、部活動等は禁止する。但し、公式戦等の場合には許可を得て活動することができる。(校内外特別活動願)

エ 集会・印刷物発行・文書の配布・募金・署名・調査等の活動を行う場合には、事前に許可を得る。

オ 掲示は事前に掲示願を提出し、指定の場所へ掲示する。終了後はきちんと撤去する。

(4) 所持品

ア 生徒手帳、生徒証は常に携帯する。

イ 所持品には必ず記名する。

ウ 必要以上の金銭や貴重品は持参しない。又、自分の所持品については自己の責任でこれを管理する。

エ 学習に関係ない遊具・アメ・ガム等は持参しない。

オ その他、授業の妨げになるものや学校生活を乱すおそれのあるものは持参しない。

(5) 施設・校具の使用

ア ホームルーム・部活動等で、施設・校具を使用する時は、事前に許可を得る。(施設・校具使用願)

イ 施設・校具は大切に扱う。破損・紛失した場合には、すぐに担任に届け出て指示を受ける。事情により弁償することもあり得る。

(6) 美化・清掃

- ア 学習環境の整備は学習効果を上げるために大切である。一人一人が汚さないように心がける。
- イ 授業・部活動等で使用した教室・施設は清掃する。
- ウ 校舎内では指定の上履きを、体育館では体育館履きを必ず使用する。

(7) 飲 食

- ア 飲食は定められた時間・場所です。なるべく弁当を持参する。(空の弁当箱等のゴミもきちんと持ち帰ること。)
- イ パンの購入は、所定の方法で行う。
- ウ びんを校内に持ち込んではいけない。できるだけ校内の自販機を利用すること。

(8) その他

- ア 事故防止に心がける。
- イ 非常災害の場合は、職員の指示に従って冷静敏速に行動する。
- ウ 立入禁止区域には入らない。

4. 校外生活

- (1) 本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとる。
- (2) 生徒会・部活動等で対外活動をする場合には、事前に対外活動許可願を提出して許可を得る。
- (3) 高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
- (4) アルバイトは原則として認めない。やむをえない場合は、保護者と相談し、担任の指導を受ける。

5. 禁止行為

高校生としてふさわしくない行為・社会的模範に反する行為をしてはいけない。以下の禁止行為を行った場合には厳しい特別指導を受けることになる。

- (1) 暴力行為・暴言・器物破損。
- (2) 飲酒・喫煙・窃盗等法律で禁止されている行為。
- (3) 自動車・バイク・自動二輪車で通学すること。
- (4) 考査における不正行為。
- (5) その他、高校生としてふさわしくない行為および公共の福祉・安全を損なう行為。

服装等についての規定

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、服装、髪型などについて清潔・質素・端正を心がけること。

1. 通学の服装

○冬期の服装（2学期中間試験終了翌日より）

男子 本校指定の上着・ズボン・ネクタイ（入学式・卒業式等の儀式の際は青いネクタイを着用）。白無地ワイシャツ。

女子 本校指定の上着・スカート・スラックス（オプション）・リボンまたはネクタイ（入学式・卒業式等の儀式の際は赤いリボンを着用）。白無地ワイシャツ。

1) ソックスは黒・紺・白・グレーの無地とする。

女子は肌色または黒の無地に限りストッキング・タイツを着用してもよい。

2) セーター・ベストは指定のものを着用する。

3) 5月から11月まではセーター・ベストでの登校を可とする。

4) 厳寒期にはコートを着用してもよい。

○夏期の服装（1学期中間試験終了翌日より）

男子 本校指定の夏用ズボン。白無地ワイシャツ・白無地半袖開襟シャツ・白無地ポロシャツ。

女子 本校指定の夏用スカート。白無地ワイシャツ・白無地半袖開襟シャツ・白無地ポロシャツ。

1) ソックスは黒・紺・白・グレーの無地とする。

2) 必要な場合は、指定のセーター・ベストを着用する。

2. パーマネントや脱色・染色等、頭髮に加工したりしてはいけない。

3. ピアス・指輪・ネックレス等の装身具を身につけたり、化粧をしたりしてはいけない。

4. 事情により異装する場合は、異装許可願を提出して許可を得る。

※衣替えの時期に関しては、その年の気候等により変更することがある。